

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部・循環型社会推進課

|      |   |          |      |          |               |          |                                  |          |       |
|------|---|----------|------|----------|---------------|----------|----------------------------------|----------|-------|
| 法令名  | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則  |          |      | 法令番号     | 昭和46年厚生省令第35号 |          |                                  |          |       |
| 手続名  | 再生利用業者（再生活用業者）の指定   |          |      | 根拠条項     | 第10条の3第2号     |          |                                  |          |       |
| 審査基準 | <p>○厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知（平成6年4月1日衛産第42号）による<br/>再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物（以下「対象産業廃棄物」という。）について、次の要件を満たしている場合であって、産業廃棄物処理業の許可を不要とすることが必要であり、かつ、適当であると判断されるときに限り、指定を行うものとする。</p> <p>1 再生利用のために対象産業廃棄物の処分を行うこと（以下「再生活用」という。）を業として行おうとする者（以下「再生活用業者」という。）に対する個別指定の基準は、次のとおりとすること。</p> <p>（1）対象産業廃棄物の排出事業者のみからその処分の委託を受けることとされていること。したがって、対象産業廃棄物の処分の再委託を受けることはないこと。</p> <p>（2）再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の5各号に掲げる基準に適合するものであること。ただし、再生活用を業として行おうとする者が再生活用を的確に遂行するに足りる知識及び技能を有すると都道府県知事が認めるときは、同条第1号ロ（1）又は同条第2号ロ（1）に掲げる要件に適合する者とみなすこと。</p> <p>（3）排出事業者から引き取られた対象産業廃棄物はその大部分が再生の用に供されること。</p> <p>（4）排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生活用が営利を目的としないものであること。</p> <p>（5）再生活用の過程において生ずる産業廃棄物の処理を適切に遂行できるものであること。</p> <p>（6）排出事業者との間で対象産業廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。</p> <p>（7）申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>（8）再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。</p> |          |      |          |               |          |                                  |          |       |
|      | 受付機関  | 循環型社会推進課 | 処理機関 | 循環型社会推進課 | 交付機関          | 循環型社会推進課 | 標準処理期間(当該期間には閉庁日を含めない)<br>標準経由期間 | 60日<br>日 | 目次No. |